国道195号大栃橋開通記念行事「もち投げ」

国道195号の大栃橋が完成し、8月11日に開通するにあたり、記念行事としてもち投げを行いますので、お誘いあわせのうえお越しください。もち投げは、神事・開通式・テープカット等の終了後に行います。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、マスクの着用等感染防止対策にご協力をお願いします。

新しい大栃橋の一般車両の通行開始は、式典終了後を予定しています。

※駐車スペースはありませんので、車などでのご来場はご遠慮ください。

※式典の進行具合により、もち投げの時間が遅れることがあります。

※天候または新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止となる可能性があります。

【日時】 8月11日(木・祝) 15時45分～(予定)

【場所】 奥物部ふれあいプラザ駐車場

【問い合わせ先】 建設課土木班 ☎53・3119

その他

悪天候時のごみ出しにご注意ください

台風の接近等で悪天候の場合、収集が通常通りできない場合があります。また、突風や水路の増水でごみ出しに身に危険を感じるような場合は次回収集日に出すようお願いします。

収集ができない場合やごみが飛散する可能性がありますので、収集日前日のごみ出しは絶対にしないでください。

【問い合わせ先】 環境課環境班 ☎53・1063

楽しい水遊びは安全第一で

海や川などで水遊びを楽しむ季節となりました。水の怖さを再確認し、子どもだけの水遊びには注意しましょう。危険な水遊びなどを見かけた際には、最寄りの警察署等に連絡ください。

【問い合わせ先】
南国警察署地域課
☎088・863・0110

交付金の活用事例です

■問い合わせ先
企画財政課 ☎53−3114

高知県公営企業局 ダム周辺環境整備事業交付金

県営電気事業にご理解とご協力をいただくための交付金を、高知県公営企業局から受けて、ダム周辺環境整備事業を実施しています。

この事業は、市内の3つのダム（永瀬・吉野・杉田）の周辺地における環境整備の事業費の一部に交付されるものです。昭和56年から公園の整備や、観光施設整備・道路改良工事などの事業が実施されています。

令和3年度は、農道改良工事や用排水路改修工事など8つの事業を実施し、総額2，449万円の交付を受けています。

施工前 → 施工後
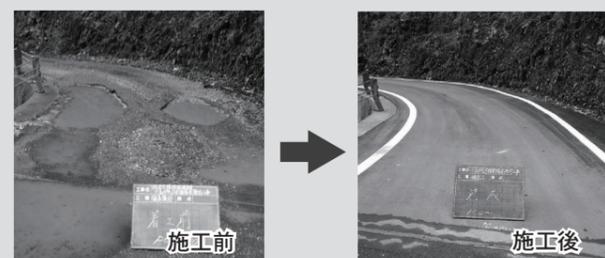
市道西熊別府線

高知県電源立地地域対策交付金

電源立地地域対策交付金とは、発電用施設のある市町村で実施される公共用施設の整備や、住民福祉の向上につながる事業に対して、経済産業省から交付されるもので、発電用施設の設置に関わる地域住民の理解を得ることを目的としています。

市では、令和3年度事業として保育園運営の充実を図り、保育士の確保のために交付金を活用しました。

事業名　香美市保育所運営事業
内　容　市内保育園に勤務する保育士の人件費
交付金額　2，237万3千円

市内の発電所（すべて水力発電）

①五王堂	⑥杉田
②川口	⑦穴内川
③仙頭	⑧平山
④永瀬	⑨新改
⑤吉野	

9つの発電所が、交付金を受けています。

瀧のシブキちゃん
© やなせたかし

無料調停手続相談会

民事・家事調停委員（弁護士調停委員を含む）による無料調停手続相談会を開催します。

いろいろな問題を、手軽に早く、安く解決できる調停制度を活用する方法について相談に応じます。予約は不要ですので、当日直接無料手続相談会場へマスクを着用してお越しください。

※なお、コロナ感染状況により相談会を中止することもあります。

【日時】
◆9月2日(金)
9時30分～15時30分
(受付は15時まで)
◆9月30日(金)13時～16時
(受付は15時30分まで)

【場所】 高知県民文化ホール1階　第11多目的室

【内容】
・民事問題＝損害賠償（慰謝料、交通事故等）、金銭貸借、家賃等
・家事問題＝離婚、財産分与、面会交流、養育費等

【主催】 高知調停協会連合会　高知地区調停協会

【問い合わせ先】
高知調停協会連合会事務局
※毎週 月・水・金の9時～16時
☎088・872・7884
✉kochichouren@gmail.com

全国一斉『子どもの人権110番』強化週間

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、学校における『いじめ』や家庭内における児童虐待など、子どもの人権問題解消に向け、『子どもの人権110番』電話相談の強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土・日も電話相談をお受けします。

また、児童・生徒の皆さんが安心して相談できるよう、フリーダイヤルになっていますので、学校や家庭、友達関係の悩みごとなど、何でもご相談ください。

【実施期間】 8月26日(金)～9月1日(木)までの7日間

【受付時間】
8時30分～19時
※ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

【開設場所】 高知地方法務局人権擁護課（土・日は高松法務局人権擁護部）

【電話番号】
☎0120(007)110
※フリーダイヤル
※IP電話からは接続できません。

【取扱内容】 いじめ、コロナ差別、ネットでの誹謗・中傷、体罰、児童虐待等の子どもをめぐる人権問題

【その他】 相談は無料、秘密は厳守します。

【問い合わせ先】
高知地方法務局人権擁護課
☎088・822・3503

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯分）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、食費等の物価高騰を受けて、低所得の子育て世帯の生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

【支給対象児童】
①令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（特別児童扶養手当の対象児童の場合は、20歳未満）
②令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた児童

【支給対象者】
次の2つの要件を満たす方（ただし、ひとり親世帯分の給付金を受給された方は除く。）
①支給対象児童を養育する父母等
②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方又は令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方（以下、『家計急変者』という。）

【支給額】
養育されている支給対象児童1人に対して、5万円が支給されます。

【申請手続】
①積極支給対象者（令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を香美市から支給された方および令和4年4月以降に児童を出生された方のうち、福祉事務所にて条件に該当することが確認できた方）は手続きの必要はありません。福祉事務所から給付する旨の通知を送付します。令和4年4月以降に香美市へ転入された方については、転入後に出生された児童以外の給付金は、転入前市町村から給付を受けてください。
②　①以外で支給要件を満たす方
高校生のみを養育されている方や家計急変者、公務員の方については、申請手続きが必要です。申請手続き等の詳しいことは、香美市ホームページにてご確認ください。

【申請期間】
令和5年2月28日（火）まで

【問い合わせ先】
福祉事務所社会福祉班　☎53−3117
https://www.city.kami.lg.jp/soshiki/22/r4-tkyufu-sonota.html